

平成 30 年度 事業計画書

1. 基本方針

国内の経済は、国の積極的な経済政策と更なる金融緩和策の効果において大企業においては企業収益の増加また、雇用においても拡大がみられているが地方においては緩やかな回復が見られるものの依然、中国経済の減速や原油価格等の不安要素により従来 of 景気回復には程遠いのが現状であります。

このことから、当シルバー人材センターの経営状況も景気低迷により受注契約額は年々減少傾向となっており、今後大幅な受注額の増加は見込めない現状において、国の目指す「一億総活躍時代」に向けた高齢者を中心とした雇用等を促進するための事業予算が計上されており、これら国の施策を活用し当センターにおいても新総合計画への事業進出更には、労働者派遣事業による更なる就業機会の確保に向けた取組を推進するものであります。

また、労働者人口においては深刻化する少子高齢化等により、企業等が求める就業人員が確保できない今日の現状において、高齢者が生涯現役で社会参加することでの労働人口の拡大が求められており、このことからシルバー事業は高齢者の多様な社会参加の受け皿として、大きな期待が寄せられているところであります。

そのためには、働く意欲のある高齢者の知識や能力・経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えることが課題であり、市を始め関係機関と更なる連携を図りながら、就業機会の確保・拡充を図ると共に、会員の拡大に取り組み安定した事業運営が維持されるよう努めてまいります。

今後とも地域を単位に連携して、共に働き、共に助け合っていくことを目指す「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、高齢者の就業を促進することで地域社会の活性化につなげるとともに、安全就業の徹底と適正就業を推進し、シルバーの機能を発揮し「社会の担い手」を实践できるよう目指してまいります。

2. 主要施策の実施計画

1 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

社会参加の意欲のある高齢者のために地域に密着しながら、それぞれの知識・経験に応じた就業等の活動の機会を家庭、企業、地方公共団体から確保し提供する。

2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に職業を紹介する。

なお、県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週40時間までとする。

(2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内で、あらかじめ派遣会員として登録を行い、派遣労働を希望する会員に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき就業を提供する。

なお、県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週40時間までとする。

3 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

技能開発講習会

地域の高齢者にふさわしい仕事（臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務）の機会が存在しても、その業務を行うために必要な経験や能力が不足している場合には就業には結びつかないことから、就業意欲のある高齢者を対象とした講習会を開催し、就業に必要な知識や技能を付与することにより、広い分野での就業の機会の確保・提供に結び付け高齢者の生きがいの充実と福祉の向上、ひいては活力のある地域社会づくりに寄与する。

剪定講習会・刈払機講習会・チェンソー講習会・ガーデニング講習会
防除作業講習の受講

4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

ボランティアを希望する高齢者を対象に、社会参加活動の一環として10月の普及啓発促進月間に公共施設の清掃、除草、剪定作業を実施し、地域社会の活性化及び環境美化に寄与する。

(2) 相談・情報提供事業

地域の働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動に係る相談及び情報提供に努める。

入会説明会(随時)

就業相談(随時)

5 高齢者の多様な就業機会の確保、地域社会及び企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

(1) 就業開拓等事業

地域の家庭、事業所及び地方公共団体等を訪問、面談し高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の職業能力や経験を生かせる就業の開拓を行う。

(2) 調査研究事業

シルバー人材センターの活動実績を集計、分析し就業機会の拡充等に関する課題の抽出や対応策の検討を行い、地域社会のニーズにマッチした事業展開を図るために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査や会員の健康づくりの推進に関する調査を行う。

(3) 安全適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、次により安全意識の徹底と健康管理の啓発活動を行う。

- ① 安全管理委員会を定期的開催し、安全意識の高揚を図り、就業中の事故を未然に防止する。
- ② 事業所と連携し、就業の適正化に努める。
- ③ 7月の安全・適正強化月間をはじめ、安全就業パトロール等を定期的実施し、会員の安全に関する意識の高揚を図る。
- ④ 安全講習会を実施するなど安全意識を高めまた、自己管理を徹底し事故防止に努めるよう指導する。
- ⑤ ヒヤリハットを提出してもらい、その内容を全会員に周知することによって安全意識の高揚を図る。

(4) 普及啓発事業

シルバー人材センター事業への信頼と理解が得られるよう、発注者、一般市民及び事業所等更には、会員となりうる高齢者に対し基本理念や事業の仕組みを次により周知する。

- ① センターの理念が地域社会に正しく理解され、協力が得られるようホームページ及び、市の広報紙等による事業内容のPRに努める。
- ② センターの機関紙やパンフレット等を作成し、市内の企業及び家庭に配布し当センター事業の理解と会員の募集に努める。
- ③ 普及啓発促進月間に実施するボランティア活動を通じて、地域社会へのPRに努める。

(5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業、

シルバー人材センターがサービス事業等の人手不足や、介護、育児等の現役世代を支える分野での高齢者に就業の機会を提供する事業として実施する。

(6) 地域就業機会創出・拡大事業

シルバー人材センターと地方公共団体や関係機関等が連携して地域企業の活性化、地域社会・経済の維持・発展等につながる新たな就業の機会を創出する事業として実施する。